

ひとり親世帯等のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得子育て世帯物価高騰生活 支援特別給付金 のご案内

ひとり親世帯等の支援のため、給付金の支給を実施します

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和8年7月分の児童扶養手当受給者の方※申請不要
- ② 令和8年度住民税非課税世帯※要申請
- ③ 令和8年度住民税均等割のみ課税世帯※要申請

2. 支給額

児童1人当たり **2万円**

3. 提出書類

- ① 「男鹿市低所得子育て世帯物価高騰生活支援特別給付金申請書（請求書）」
- ② 「振込先金融機関口座確認書類の写し」
- ③ 「児童の属する世帯の住民票」
（申請者が児童と別居して養育している場合）
- ④ 世帯全員の「令和8年度課税証明書」または「令和8年度住民税非課税証明書」
（令和8年1月1日時点で男鹿市に住民登録がなかった場合）

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 男鹿市役所 子育て健康課 子育て支援班

0185-24-9147 （受付時間：平日8:30～17:15）

4. 給付金の支給手続き

■令和8年7月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

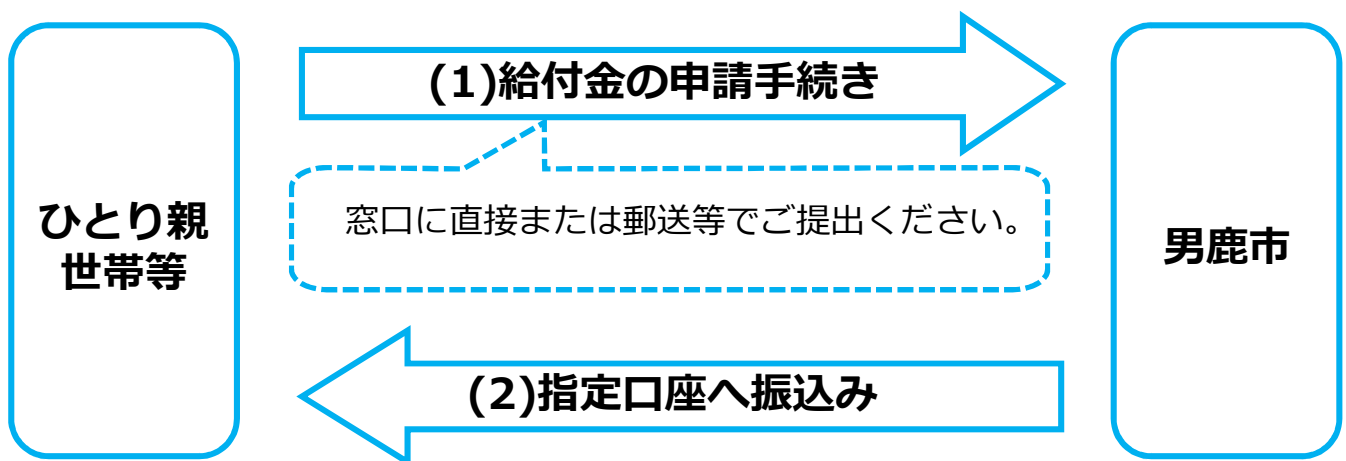
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **7月30日（木）**、児童扶養手当登録口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」を提出してください。
- ※ 児童扶養手当支給口座とは異なる口座に振り込みを希望する場合は、7月17日（金）までに「支給口座登録等の届出書」を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって登録していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込登録口座を変更するなどの手続きをしてください。

■上記以外の方（表面1の②、③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに男鹿市の**窓口**に**直接**、または**郵送等**でご提出ください。
- ▶ 申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対して、指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



給付金に係る“**振り込め詐欺**”や“**個人情報の詐取**”にご注意ください。

ご自宅や職場などに男鹿市役所の職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、男鹿市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。